



12月定例市議会で可決等された主な議案

12月定例市議会(12月4日～21日)で可決等された94議案の中から、主な議案の概要をお知らせします。

主な条例・一般議案

- 佐世保市国民健康保険条例の一部改正の件
地方税法施行令の一部改正に伴い、出産被保険者にかかる所得割額および被保険者均等割額を減額する規定を定めるもの

☎医療保険課 ☎24-1111

補正予算(令和5年度)

国の「物価高克服に向けた追加策」として実施するものや国の補正予算によるもの、「『99の政策』の推進に向けた取り組みによるもの」など、一般会計、特別会計8会計および企業会計1会計で補正を行いました。

一般会計補正予算の主な内容

- ①物価高克服に向けた追加策によるもの(中小企業経営向上事業費など3件) 1億6734万円
- ②国の補正予算によるもの(住民税非課税世帯臨時給付金支給事業費(追加支給)) 27億3328万円
- ③「『99の政策』の推進に向けた取り組みによるもの(学校給食費管理事業費) 418万円
- ④人件費補正(人件費など2件) 3454万円
- ⑤県補助決定に伴うもの(生活困窮者支援体制整備事業費など2件) 645万円
- ⑥災害関連(土木施設災害復旧費など5件) 2億8315万円

- ⑦その他(介護保険事業特別会計繰出金など8件) 2495万円
- ⑧債務負担行為の追加(中央公園整備および管理運営事業(令和5年度)) 限度額2378万円

特別会計補正予算の主な内容

- ①国民健康保険事業(人件費など3件) 615万円
- ②競輪事業(施設改修事業費) 1億1411万円
- ③地域交通体系整備事業(松浦鉄道持続化支援事業費) 3277万円
- ④介護保険事業(人件費など2件) 1844万円
- ⑤交通船事業(人件費) 67万円
- ⑥後期高齢者医療事業(人件費) 98万円
- ⑦港湾整備事業(人件費など2件) 699万円
- ⑧母子父子寡婦福祉資金貸付事業(人件費) 16万円

企業会計(水道事業会計)補正予算の主な内容

- ①人件費補正(人件費) 1698万円

会計	補正額	補正後の予算額
一般	32億7189万円	1281億9812万円
特別	1億8027万円	897億5851万円
企業	1698万円	239億6245万円

☎財政課 ☎24-1111

4月から公共施設等の料金が変わります

本市には、コミュニティセンターやスポーツ施設といったさまざまな公共施設があります。これらの施設の管理運営費等は、利用者が支払う「使用料」「手数料」と、市民の皆さまの「税金」で賄われています。この使用料は、利用者が受けるサービスの費用負担の均衡を図り、施設等の利用者と未利用者における税負担の公平性を保つために設定しているものです。今回の使用料の改定に当たっては、過去3年の決算額を用いて各施設の経費を見直し、類似施設等との格差解消などを行って設定しています。市民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

主な施設の使用料の改定内容

- 男女共同参画推進センター「スピカ」
研修室1 100円⇒150円
- 公園施設
 - ・多目的広場(もみじが丘、花高、広田、天神、テクノパーク、大塔、柚木) 150円⇒220円
 - ・柚木ふれあいの森公園野球場 490円⇒600円
 - ・三川内中央運動公園テニスコート(1コート) 160円⇒230円
 - ・新公園テニスコート(1コート) 70円⇒100円
- 福祉活動プラザ
会議室1 750円⇒860円
- 野球場
吉井野球場 490円⇒600円
- テニスコート
 - ・吉井、世知原 160円⇒230円
 - ・小佐々、大悲観、鹿町 130円⇒150円

- 総合教育センター
小研修室1 70円⇒100円
- コミュニティセンター
 - ・50㎡未満 60円⇒90円
 - ・50㎡～70㎡ 70円⇒100円
 - ・70㎡～100㎡ 100円⇒150円
 - ・100㎡～150㎡ 160円⇒240円
 - ・150㎡～200㎡ 220円⇒330円
 - ・200㎡～300㎡ 330円⇒460円
 - ・300㎡～500㎡ 520円⇒690円
 - ・500㎡以上 780円⇒900円

※記載した以外にも、使用料改定を行っている施設があります。改定内容は市ホームページをご覧ください。各施設にお尋ねください。



市 HP
(公共施設の料金改定)

☎財政課 ☎24-1111

住民税非課税世帯臨時給付金(追加支給7万円)を支給

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担軽減のため、住民税非課税世帯へ臨時給付金を支給します。

- 対象**
- ・令和5年12月1日時点で佐世保市の住民基本台帳に登録されている世帯
 - ・世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯
 - ※住民税が課税されている人の扶養親族等だけからなる世帯を除く。
 - ※既に他市区町村から給付金(7万円)の支給を受けている世帯を除く。

支給額 1世帯当たり7万円

支給方法 ①前回の令和5年度住民税非課税世帯臨時給付金(3万円)を受け取り、世帯主本人口座への支給かつ今回支給対象となっている世帯

⇒2月上旬に振り込み通知書を発送します。

- ②支給対象で、前回の給付金(3万円)を受け取っていない世帯など⇒2月中旬に確認書を発送します。確認書の返送後、約4週間程度で順次支給します。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。同給付金コールセンターにお尋ねください。



市 HP
(同給付金追加支給)

☎佐世保市住民税非課税世帯臨時給付金コールセンター
☎050-3114-6566(平日9時～17時)

低所得の子育て世帯支援特別給付金の申請は2月29日(木)まで

支給要件に該当し、令和5年5月31日(水)の支給を受けていない人は申請が必要です。

※切 2月29日(木)

※令和6年2月生まれの児童は3月15日(金)まで。

※対象者や手続き方法については詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市 HP(ひとり親世帯以外分)



市 HP(ひとり親世帯分)

☎子ども支援課 ☎24-1111

西九州自動車道4車線化工事に伴う夜間通行止めへのご協力を

「^{きょうりょう}口石大橋」の橋梁架設に伴い、国道204号が夜間通行止めとなります。ご理解とご協力をお願いします。

期間 2月～4月の15日程度

※土・日曜、祝日を除く22時～翌朝6時。

場所 佐々町口石免の国道204号

※国道を通行する場合、う回をお願いします。

※詳しくは公式サイトをご覧ください。



NEXCO西日本
工事特設WEBサイト

☎NEXCO西日本佐世保工事事務所 ☎59-8777

☎土木政策課 ☎24-1111

市県民税・国民健康保険税等の申告受け付けを行います

3月15日(金)までの平日に申告受け付けを行います。申告した内容は、市県民税、国民健康保険税などの算定に使われます。扶養認定や医療給付などの各種手続きで所得確認が必要な人(家族の扶養親族になっている人も含む)は、申告を行ってください。

受け付けの日程

- 本庁管内
 - 期間 2月8日(木)～3月15日(金)の平日
9時～11時30分、13時～16時
 - 場所 中央保健福祉センター8階 講堂
 - 支所・宇久行政センター管内
 - 期間 2月5日(月)～3月14日(木)の平日
9時30分～11時30分、13時～15時30分
※黒島・高島・宇久地区は時間が異なりますので、ご注意ください。
 - 場所 下表のとおり
- ※別冊の指定日は、本紙1月号折り込み「申告受付特集号」をご覧ください。

整理券の配布

来場時に当日有効の整理券を配布します。混雑を避けるため30分ごとに受け付けする人数を制限します。整理券に記載の時間内にお呼びして受け付けを開始します。混雑状況によって、受け付け開始までお待ちいただく場合もありますので、ご了承ください。
(例)9時～9時30分の受付人数が20人の場合、整理券番号1～20を持つ人を、9時～9時30分の間に申告受付窓口が空き次第、番号順に呼びます。

整理券の配布開始時間

- 8時45分から整理券を配布します。ただし、次の会場は時間が異なりますのでご注意ください。
- 宇久(2月13日) 13時45分～
 - 黒島(2月13日) 12時45分～
 - 高島(2月16日) 10時45分～

支所・地区コミュニティセンターなどでの申告会場

受付日	申告会場	受付日	申告会場
2月 5日(月) 6日(火)	鹿町地区コミュニティセンター (旧鹿町町文化会館)	2月 21日(水) 22日(木)	小佐々地区コミュニティセンター
2月 7日(水) ～9日(金)	江迎地区文化会館インフィニタス	2月 26日(月)	広田地区コミュニティセンター
2月 13日(火)	針尾地区コミュニティセンター	2月 27日(火) 28日(水)	吉井活性化センター (ソレイユ吉井)
2月 14日(水)	黒島地区コミュニティセンター (13日)13時～16時 (14日)9時～12時、 13時～14時	2月 29日(木) 3月 1日(金)	世知原支所
		3月 4日(月)	三川内地区コミュニティセンター うつわ歴史館2階ホール
2月 15日(木)	宮地区コミュニティセンター	3月 5日(火)	中里皆瀬地区コミュニティセンター 文化ホール
2月 16日(金)	高島漁業体験館 11時～12時、13時～15時	3月 6日(水)	大野地区コミュニティセンター
2月 19日(月)	江上地区コミュニティセンター	3月 7日(木) 8日(金)	日宇地区コミュニティセンター
2月 20日(火)	柚木地区コミュニティセンター	3月 11日(月) 12日(火)	早岐地区コミュニティセンター (旧東部住民センター)
		3月 13日(水) 14日(木)	相浦地区コミュニティセンター

市県民税⇒市民税課、国民健康保険税⇒医療保険課 ☎24-1111
所得税⇒佐世保税務署 ☎22-2161

株式会社マーケットエンタープライズと リユース促進の連携協定を締結

12月8日(金)、本市は株式会社マーケットエンタープライズとリユース(再利用)促進のための連携協定を締結しました。本協定の締結によって、同社が運営する不要品を売却できるサービス「おいくら」を利用したリユースの促進を行えるようになり、これまで粗大ごみとしてクリーンセンターなどに持ち込まれていた「まだ使える粗大ごみ」が減ることが期待されます。市民の皆さんにとっても、ただ捨てるだけだった粗大ごみを気軽にリユースできるようになりましたので、ごみの減量と循環型社会の形成に向け、「おいくら」をどうぞご利用ください。

「おいくら」を利用して不要品をリユースしましょう



「おいくら」は、インターネットで不要品の買い取りを申し込むと複数のリサイクルショップの査定が受けられ、店舗に出向くことなく、売却できるサービスです。

「おいくら」で売却できる物

- 家電、AV機器
- パソコン、スマートフォン
- 家具
- 事務・店舗用品
- 本、ゲーム、CD
- ファッション・生活用品
- スポーツ・レジャー用品、楽器 など

※まだ利用できるものであれば、冷蔵庫や洗濯機などの家電リサイクル法対象製品も対象です。
※模造品などの違法物や、激しく破損しているものなどは、売却できません。



「おいくら」を利用するメリット

- 処分費用をかけずに売却できる
- 複数社の見積もりを一度に取るため、買取価格を比較できる
- 最短で当日に処分できる
- 買い取りに来てくれる業者を選べば、処分場所までの運送費用をかけずに処分できる
- 再利用することで、ごみの排出量削減に貢献できる
- 循環型社会形成の促進に貢献できる



本市の粗大ごみ戸別有料収集制度を利用するよりも、お得・手軽・環境に優しい

売却成立までの流れ

- ①「おいくら」佐世保市特設サイトの査定依頼フォームから、査定したい商品のカテゴリを選択
- ②商品と本人情報を入力し、査定を依頼
- ③届いた査定結果から買い取り店を選択し、売却成立



「おいくら」
佐世保市特設サイト



廃棄物減量推進課 ☎32-2428